

No.	Q	A
1	今回の選挙の概要は？	神戸市議会議員選挙・兵庫県議会議員選挙ともに、令和5年4月29日任期満了のため。なお、国民の地方選挙に対する関心を高めるため、令和5年3~5月に任期満了となる地方選挙の期日を全国的に統一して実施する特例法に基づき、4月9日に同日実施するものです。
2	投票できる者は？	日本国籍を有する者で下記の要件を満たす者となります。 ●年齢要件 平成17年4月10日までに生まれた者 ●住所要件 令和4年12月30日までに転入等により神戸市の住民票が作成され、引き続き市内の住民基本台帳に記録され、選挙権を有している者 ※選挙権について 神戸市議会議員選挙については、神戸市外に転出すると、その翌日から選挙権が失われます。 兵庫県議会議員選挙については、兵庫県外に転出すると、その翌日から選挙権が失われます。
3	投票の方法は？	以下の方法があります。 ●当日投票 「投票のご案内」に記載の投票所で投票を行う。 ●期日前投票 期日前投票期間中に住所地の区の期日前投票所で投票を行う。 ●不在者投票（滞在地） 出張等により当日投票及び期日前投票ができない場合、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票を行う。 ●不在者投票（指定施設） 病院や老人ホーム等に入院・入所中の場合は、その施設が「不在者投票施設」に指定されていれば施設内で投票できる。 ●不在者投票（郵便） 介護保険の要介護5の方、 一定の条件を満たす 障害者手帳をお持ちの方は、郵便投票ができる。（詳しくは、各区の選挙管理委員会にお問い合わせください。）
4	期日前投票期間・投票日・開票日は？	期日前投票 4月1日（土）～4月8日（土）（土日も投票可） 投票日 4月9日（日）午前7時～午後8時 開票日 4月9日（日）午後9時開始
5	「投票のご案内」が、世帯のうち、1人分しか届いていません。他の家族の分はどうなっていますか？	「投票のご案内」は、住民票に基づき世帯全員分を封筒に入れて、郵送しています。封筒を開けて、確認してください。同封されていない場合は、お手数ですが、お住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。
6	「投票のご案内」が自宅に届きましたが、これは投票する際に必要なものですか？	「投票のご案内」は、選挙があることを市民にお知らせするとともに、投票所にお持ちいただくことで受付をスムーズに行うための書類です。 「投票のご案内」がなくとも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できますので、投票所でその旨を係員にお申し出ください。（期日前投票をする場合は「宣誓書」、当日に投票される場合は「整理票」を用意していますので、必要事項を記入して受付にお渡しください。投票にあたって、印鑑や身分証明書等は必要ありません。）
7	一時的に住所以外の場所で生活しています。郵便物については、転送の届出をしていますが、「投票のご案内」は届きますか？	「投票のご案内」は、各区の選挙管理委員会から選挙人名簿に登録されている（＝住民票の）住所に郵送していますので、他の郵便物と同様に、郵便局に転居届を出している場合は、新住所に転送されます。 「投票のご案内」は、住民票の世帯主宛に同一世帯全員分が同封され、世帯主が一時的に住所以外の場所に転居している場合は、新住所に世帯全員分が転送されます。
8	「投票のご案内」がまだ届かない。いつ届きますか？	3月31日（金）（告示日）から郵便局が各世帯に配達します。令和3年から土日の配達が無くなったため、配達が無明の4月3日（月）になってしまう世帯もあります。 「投票のご案内」がなくとも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できますので、投票所でその旨を係員にお申し出ください。（期日前投票をする場合は「宣誓書」、当日に投票される場合は「整理票」を用意していますので、必要事項を記入して受付にお渡しください。投票にあたって、印鑑や身分証明書等は必要ありません。）

No.	Q	A
9	「投票のご案内」の様式が今までと違うのはなぜですか？ ・事由に○を付ける欄がなくなっている。 ・氏名欄に名前が最初から入っている。	公職選挙法改正等により、様式を一部変更しております。 ・期日前投票をする場合、今までは、宣誓書において、どの事由に当てはまるかを選択する必要がありましたが、この度の法改正により、どれかの事由に当てはまっていればよい、ということになり、選択をする必要がなくなりました。 ・氏名欄については、家族のものと間違えて持って来てしまうことを防ぐために、あらかじめ印字させていただきました。ふりがなと生年月日のみ、記入してください。
10	「投票のご案内」が届いていない（または紛失した）のですが、投票はできますか。	投票のご案内がなくとも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できますので、投票所でその旨を係員にお申し出ください。期日前投票をする場合は「宣誓書」、当日に投票される場合は「整理票」を用意していますので、必要事項を記入して名簿対照係にお渡しください。投票にあたって、印鑑や身分証明書等は必要ありません。
11	「投票のご案内」の再発行はできますか？	万一紛失したものが見つかるため、再発行は行っていません。投票のご案内がなくとも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。
12	投票用紙が届いていません。いつ届きますか？	各家庭に送付するのは投票用紙ではなく「投票のご案内」となります。 「投票のご案内」を、投票所にお持ちください。「投票のご案内」がなくとも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。
13	投票日当日の投票所はどこですか？	「投票のご案内」に、その人の投票所を記載しています。 また、市のホームページでも、投票所一覧表を掲載しています。（※投票所一覧表には、投票所の施設名称及び所在地、対象となる町名を記載しています。） なお、最近引越しをされた方は、選挙人名簿に登録されている場所が現在お住まいの住所と異なる場合がありますので、詳しくは、お住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。
14	投票日当日の投票所は、何時から何時まで開いていますか？	投票所は、午前7時から午後8時まで開いています。
15	投票所で誕生月を聞かれるのはどうしてですか？	本人確認のため、誕生月を確認しています。 なお、「投票のご案内」に誕生月を記入する欄があります。 事前にご記入のうえ投票所にお越しください。
16	投票日当日に投票をする場合は、何か必要な持ち物がありますか？書類や証明書は必要ですか？	印鑑や身分証明書等は必要ありませんので、「投票のご案内」を投票所にお持ちください。 （投票のご案内がなくとも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。）
17	投票日当日に用事や仕事、旅行等により投票に行けないが、投票できますか？	選挙人名簿に登録されている区の区役所等で期日前投票ができます。 「投票のご案内」が届いていましたら、裏面の「宣誓書」に記入して期日前投票所にお持ちください。 「投票のご案内」がなくとも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できますので、期日前投票所に用意しています「宣誓書」の様式にご記入ください。
18	期日前投票は、住所地と異なる区でもできますか？	期日前投票は、選挙人名簿に登録されている区の期日前投票所でしかできません。
19	子どもを連れて、期日前投票所や当日投票所に入ることはできますか？ また、子どもに投票用紙を記載させ、投票用紙を投票箱に投函させることはできますか？	18歳未満の子供やつきそい、介助の方も同伴して投票所に入ることができます。 ただし、公職選挙法等により選挙人自ら自書・投函しなければならないことが規定されているため、子ども等が選挙人に代わって投票用紙に候補者名等を記載したり、記入済みの投票用紙を投函したりすることはできません。
20	投票所に行くために介助が必要なのですが、どうすれば良いですか？	要介護認定を受けている方はケアマネジャーに、障害福祉サービス等をご利用の方はヘルパー事業所・相談支援専門員に事前にご相談ください。なお、付添人も投票所内へ同行いただけます。
21	最近市外に転出しました。転出先で投票するには、どのような手続きが必要ですか？	県外に転出した方は、神戸市議会議員選挙・兵庫県議会議員選挙とも、投票できません。県内他市町に転出した方は、兵庫県議会議員選挙には投票できますが、神戸市議会議員選挙には投票できません。 県内他市町に転出した方で兵庫県議会議員選挙に投票する場合は、転出先で不在者投票制度をご利用いただけます。（No.22参照）

No.	Q	A
22	出張先・旅行先で選挙に投票するには、どのような手続きが必要ですか？	<p>不在者投票制度をご利用ください。</p> <p>不在者投票をするためには、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に、投票用紙等を請求していただくことが必要です。</p> <p>「投票のご案内」が届いていましたら、裏面の「宣誓書」に記入し選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に、郵便等で請求してください。</p> <p>「投票のご案内」が届いていない場合は、市のホームページから請求用紙をダウンロードできます。</p> <p>また、マイナンバーカードを利用してオンライン請求をすることもできます。オンライン請求の詳細については、神戸市選挙管理委員会の「期日前投票と不在者投票制度」のページをご覧ください。</p> <p>手続きの概要は、市のホームページで紹介していますが、詳しくは、登録されている区の選挙管理委員会にお問い合わせください。</p>
23	入院中の病院や老人ホームで、選挙で投票するにはどうしたらよいですか？	<p>病院や老人ホームなどに入院・入所中の人は、その施設が都道府県選挙管理委員会が指定した「不在者投票指定施設」であれば、施設内で不在者投票ができます。</p> <p>詳しくは、各施設の事務の方にお問い合わせください。</p>
24	体が不自由な方のための選挙制度には、どのようなものがありますか？	<p>1. 当日投票所・期日前投票所では、次のような方法で投票することができます。ので、お申し出ください。</p> <p>(1) 代理投票</p> <p>けがなどで、自ら投票用紙に記載できない方は、投票所の係員に申し出ていただければ、投票所の職員が選挙人に代わって投票用紙を代筆する代理投票という制度があります。</p> <p><注意>代理投票制度は、本人の意思を確認して投票所の職員が代筆する制度です。本人の選挙権を親族などが代わりに行使するものではありません。</p> <p>(2) 点字投票</p> <p>目が不自由な方は、点字を用いて投票することができます。点字投票をしようとする方は、投票所の係員にお申し出ください。点字専用の投票用紙をお渡ししますので、それで投票することができます。なお、投票所には簡易な点字器を用意しておりますので、使用される場合は係員にお申し出ください。（持参した点字器を使用することも可能です。）</p> <p>2. 上記のほか、介護保険の要介護5の方、一定の条件を満たす障害者手帳をお持ちの方は、郵便投票ができます。詳しくは、各区の選挙管理委員会にお問い合わせください。</p>
25	意思表示が困難な選挙人に代わって、家族が投票する方法はありますか？	<p>選挙人本人が投票所に行き自らの意思で投票することが原則であることから、意思表示が困難である方について、家族の方が本人に代わって投票することはできません。投票所の係員が選挙人の投票を補助する代理投票も、本人の意思が確認できない場合は、実施することができません。</p>
26	選挙運動用自動車（選挙カー）や街頭演説がうるさいのですが、何とかならないでしょうか？	<p>選挙運動は、公職選挙法により、期間や方法が制限されています。</p> <p>候補者が、拡声器を用いて選挙運動用自動車から名前を連呼したり、街頭で演説をしたりすることは、公職選挙法に基づき候補者ができる選挙運動の方法のひとつで、午前8時から午後8時までの間は認められているので、このこと自体を規制することはできません。</p> <p>また、公職選挙法では、「選挙運動のための連呼行為をする者は、学校および病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない」と定められていますが、音量の規制はありません。</p> <p>うるさいと批判を受けることもあります。候補者にとっては法律で限られた範囲内で精一杯有権者に訴えようとしていることでもあり、また有権者にとっても候補者やその政見を知る機会でもありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>